

施設介護サポーター事業検討委員会 報告書

平成 22 年 3 月

施設介護サポーター事業検討委員会

< 東京都 >

はじめに

東京都では、地域住民が高齢者施設において「施設介護サポーター」として活動できる仕組みを構築するため、「施設介護サポーターモデル事業」を実施しました。

施設介護サポーターとは、介護保険制度における介護サービスを提供する介護職員と異なり、無給で高齢者施設の業務を組織的・定例的にサポートする地域人材です。その位置付けは、高齢者施設で介護サービスを支える活動を実施する上で必要となる知識・技術等に関する養成研修を受講し、コーディネーターを通して活動内容・日時を調整した上で、自発的に活動する方と設定しました。

本検討委員会では、モデル事業の検証等に基づき、主に施設介護サポーターの養成に関する事項、施設介護サポーターの施設への受入れに関する事項について検討を行い、養成研修のあり方、施設介護サポーターとボランティアとの違い、コーディネーターの役割などについて活発な議論を行いました。

たとえば、事業を実施する上で、施設介護サポーターはボランティア的性格を有するものの、既に活動しているボランティア等との区別について、一定の「線引き」が必要となります。モデル事業を通じ、区市町村や施設によって施設介護サポーターの多様な位置付けや活動内容の事例が報告されるなど、ボランティアとの違いについて、事業実施を図る上で有意義な意見交換がなされました。

また、高齢者施設と施設介護サポーターを繋ぐ「コーディネーター」の役割の重要性について、示唆に富む多くの意見や実践が報告されました。

本報告書は、東京都が実施したモデル事業の経緯及び結果を報告するとともに、モデル事業の検証及び今後の取組への提言をするものです。

本報告書を参考に、今後多くの区市町村や高齢者施設で取組が促進していくことを期待しています。

平成22年3月

施設介護サポーター事業検討委員会

目 次

1 施設介護サポーター事業の背景	- 1 -
(1) 施設介護サポーター事業の背景と目的	- 1 -
(2) 施設介護サポーター事業の取組について	- 1 -
2 モデル事業の実施	- 2 -
(1) モデル事業の概要	- 2 -
(2) モデル事業の構成	- 2 -
3 モデル事業の事例	- 4 -
(1) 台東区	- 4 -
(2) 練馬区	- 6 -
(3) 武蔵野市	- 8 -
(4) 日の出町	- 10 -
(5) 施設介護サポーター募集・応募状況	- 12 -
4 施設介護サポーター事業検討委員会の開催状況と主な議論	- 13 -
○ 第一回検討委員会（平成 21 年 2 月 16 日開催）	- 13 -
○ 第二回検討委員会（平成 21 年 6 月 23 日開催）	- 14 -
○ 第三回検討委員会（平成 21 年 8 月 10 日開催）	- 16 -
○ 第四回検討委員会（平成 21 年 11 月 18 日開催）	- 18 -
○ 第五回検討委員会（平成 22 年 2 月 3 日開催）	- 20 -
5 モデル事業の検証と提言	- 22 -
(1) 施設介護サポーター養成研修事業の検証	- 22 -
(2) 施設介護サポーター受入れ事業の検証	- 22 -
(3) モデル事業の検証による提言	- 24 -
【コラム】地域支援事業（介護支援ボランティア活動）などとの関係	- 30 -
(4) 施設介護サポーター事業の今後の展開	- 31 -
6 参考資料	- 32 -
＜モデル事業研修カリキュラム＞	- 32 -
＜コーディネーター研修プログラム参考資料＞	- 40 -
＜地域支援事業について＞	- 45 -
＜稲城市提供資料＞	- 47 -
＜介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について（国通知）＞	- 49 -
＜「施設介護サポーター事業検討委員会」委員名簿＞	- 51 -
＜施設介護サポーター事業検討委員会設置要綱＞	- 52 -

1 施設介護サポーター事業の背景

(1) 施設介護サポーター事業の背景と目的

近年の景気の変動や若年労働力の減少を背景に、特別養護老人ホーム等の高齢者施設では、人材確保・定着が困難となっている一方、平成26年までに全国では40万人から60万人程度の新たな介護人材が必要とされている。

そこで東京都は、高齢者施設において、介護職員でなければ行えないサービスの他にもシーツ交換や見守り等、多種多様な業務が求められていることに着目し、学生から団塊世代も含めた地域住民を「施設介護サポーター」として養成し、高齢者施設において介護サービスを支える活動に参加できる体制づくり（以下、「施設介護サポーター事業」という。）の支援を進めることとした。

施設介護サポーター事業は、地域住民が高齢者施設において、個々の能力を発揮して組織的・定例的に活動できるよう、その養成及び支援を行う体制を整備し、地域住民の社会参加促進及び高齢者施設の活性化を推進することを目的としたものである。

(2) 施設介護サポーター事業の取組について

本事業は、施設介護サポーター希望者を対象に、高齢者施設で介護サービスを支える活動を行う上で必要となる知識・技術等に関する研修（養成研修事業）を設定した上で、活動のメニュー（受入れ事業）を提供するものである。

事業の実施に当たっては、東京都が養成研修事業と受入れ事業について枠組みを提案し、区市町村が実施主体となって域内の特別養護老人ホーム等の高齢者施設において実施する。

なお、施設介護サポーター事業の検証のためモデル事業を実施し、本検討委員会において、主に施設介護サポーターの養成に関する事項、施設介護サポーターの施設への受入れに関する事項について、平成21年2月より検討を行ってきた。

2 モデル事業の実施

(1) モデル事業の概要

モデル事業は、施設介護サポーター養成研修事業と、施設介護サポーター受入れ事業の二本柱とし、平成20年10月から22年3月までの期間、台東区、練馬区、武蔵野市、日の出町の2区、1市、1町の7施設において実施することとした。

モデル事業を実施する区市町は、本検討委員会に実施状況の報告を行い、本検討委員会から助言を受けた。

(2) モデル事業の構成

ア 施設介護サポーター養成研修事業

区市町（区市町社協等への委託も可。）が、施設介護サポーターとして活動することを希望する地域住民を対象に、高齢者施設で介護サービスを支える活動をする上で必要となる知識・技術等に関する研修事業を企画・立案し、実施する。

研修内容及び実施回数並びに時間は、東京都が示す施設介護サポーター養成研修カリキュラム例を参考に、区市町が決定する。

< 施設介護サポーター養成研修カリキュラム例 >

養成研修（必須） 1日7時間×2日間

一日目	基礎学習	加齢による変化（高齢者の身体的特性、心理・精神的特性 等）
		福祉理念の理解（リハビリテーション・ノーマライゼーション等）
二日目	実習・講習	事例を使ってロールプレイ（要介護者とのコミュニケーション）
		レクリエーション見学、参加
		洗濯、シーツ交換等実体験
		散歩付添い、お茶出しの体験
		意見交換

イ 施設介護サポーター受入れ事業

区市町（区市町社協等への委託も可。）は、域内に所在する特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設のうち2施設程度をモデル施設として指定する。

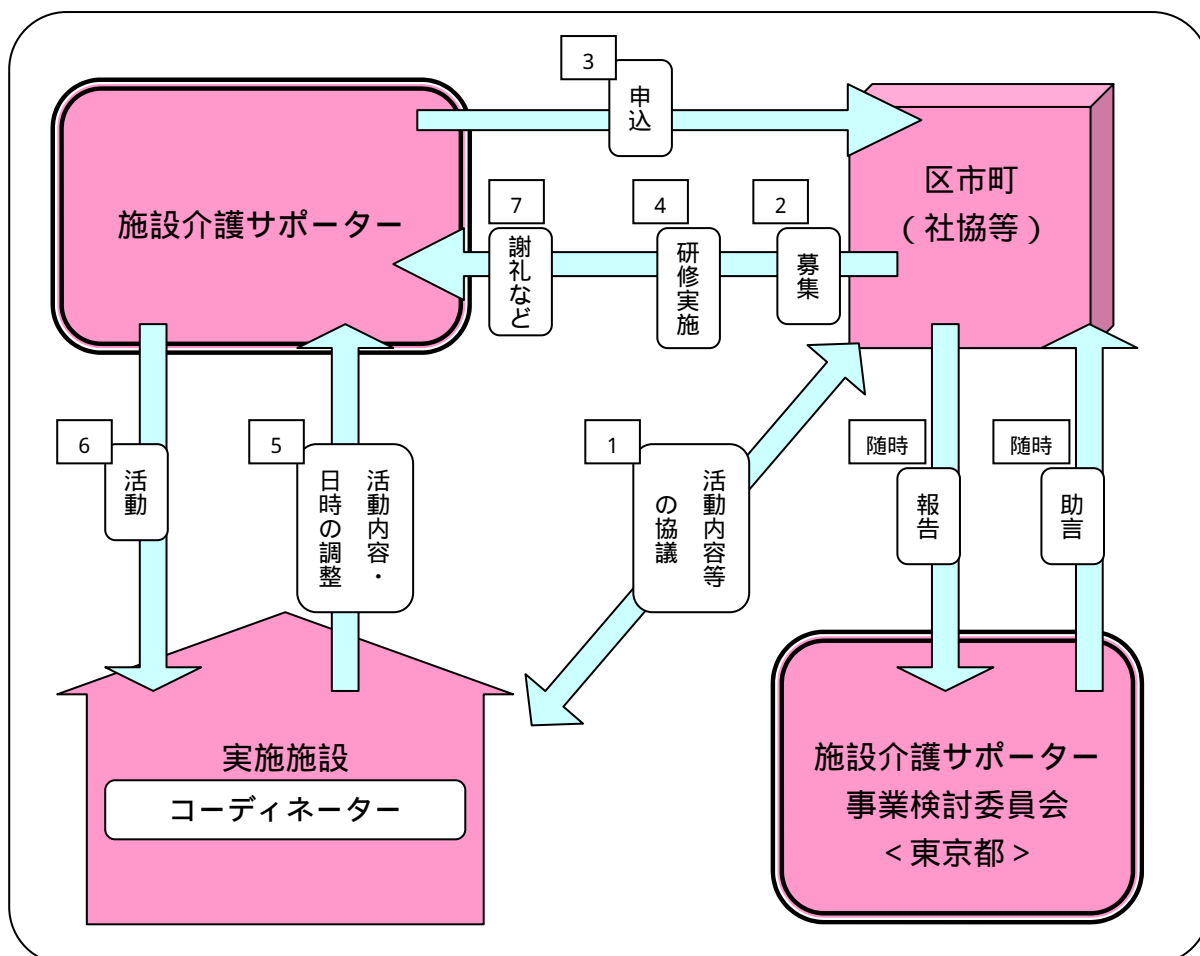
その上で、各々の施設に施設介護サポーターの活動について調整や指導等を行うコーディネーターを配置し、施設介護サポーター養成研修修了者が施設において組織的・定例的に介護サービスを支える活動に参加できる体制を整える。

事業の実施方法については、東京都が枠組みを示し、施設介護サポーターの活動内容、施設側の対応等、区市町と実施施設とで協議の上、実施する。

実施の際は、施設介護サポーターに事故等が発生した場合に備え、損害賠償保険に必ず加入する。

なお、区市町は、施設介護サポーターに対し、金銭以外の「謝礼」などを贈ることができる。

○ モデル事業のイメージ



3 モデル事業の事例

(1) 台東区

台東区は、「施設介護ボランティア」として実施した。

① 事業の目的・特色

行政だけではなく互いに支え合う地域社会の実現を目指して、地域全体で支え合う自立支援のまちづくりを構築することを目的に、区立特別養護老人ホーム等で活動する介護ボランティアの育成とその仕組みを構築する。

② モデル事業の概要

○ 養成研修事業

実施方法	社会福祉法人 台東区社会福祉事業団 委託	
募集方法	区広報、区ホームページ、ケーブル TV、町会回覧板、チラシ配布（特養、介護保険課、高齢福祉課、社協各窓口）	
応募者延べ数	平成 20 年度： 12 名	平成 21 年度： 25 名
受講者数延べ数	平成 20 年度： 12 名	平成 21 年度： 25 名

< 研修カリキュラム >

研修名：施設介護ボランティア育成事業

実施日時	研修科目	研修内容	研修時間	受講者数
21. 7.11 21.12.12	ボランティア 育成講座	オリエンテーション・講義・演習	3 時間 30 分	12 名 13 名
21. 7.12 21.12.13	ボランティア 育成講座	オリエンテーション・講義・演習	3 時間 30 分	12 名 13 名
21. 7～8 21.12～1	施設体験研修 (2 日間)	福祉施設での体験研修	8 時間 20 分	12 名 12 名
21. 8.29 22. 1.23	フォローアップ 講座	オリエンテーション・講義・演習	3 時間 30 分	12 名

○ 受入れ事業

実施方法	社会福祉法人 台東区社会福祉事業団
実施施設 (施設種別)	台東区立特別養護老人ホーム浅草 台東区立特別養護老人ホーム谷中 台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 (3 施設とも特別養護老人ホーム)
実施期間	平成 21 年 4 月～11 月 12 月に講座開催中：13 名
登録者数	11 名
1 日平均活動者数	1 名
延べ活動者数	222 名
活動内容(例)	清拭巻き、不穩者付添い、話相手、ティータイム援助 将棋の相手、身の回りの整理

③ 実施に当たっての工夫・留意点

・ コーディネーターについて

介護福祉士等の資格を持ち、かつ高齢者福祉施設経験者を法人本部に専任として配置し、活動の継続性を図っている。コーディネーターが定期的に施設を訪問し、施設介護ボランティアや施設担当者と面談を行う。

・ 施設介護サポーターの募集方法について

区広報、区ホームページ、ケーブルTV、町会回覧板等、多方面において募集を図る。

④ モデル事業の成果

・ 施設介護ボランティア

受講者の3割が活動を継続しているなど、活動にやりがいを感じている。

・ 施設利用者

施設介護ボランティアとの新しい出会いに喜びを感じている。

・ 施設

排泄介助や入浴介助等、専門業務に集中できるようになっている。

・ 行政

地域全体で支え合う自立支援のまちづくりのために有効である。

⑤ 今後の課題と展開

- ・ 講座等の内容や日数のあり方について検討する。
- ・ 施設介護ボランティアに充実した支援を図っていく。
- ・ 既存のボランティアから施設介護ボランティアへの移行支援。



講座の様子



実技演習の様子



施設体験の様子

問合せ先：台東区高齢福祉課サービス推進担当 03 - 5246 - 1205

台東区社会福祉事業団総務課 03 - 5603 - 2228

(2) 練馬区

① 事業の目的・特色

「ボランティアをやりたいと思ってもなかなかきっかけがない」という区民の声と、定例的に活動可能な機動性のあるボランティアの確保に悩んでいる介護施設の mismatch を解消し、地域住民の力を介護施設に生かす試み。

② モデル事業の概要

○ 養成研修事業

実施方法	各受入施設に委託
募集方法	区報、ホームページ、ポスター掲示、ちらしの町会回覧
応募者延べ数	平成 20 年度：96 名
受講者数延べ数	平成 20 年度：96 名

< 研修カリキュラム >

施設名：練馬区立富士見台特別養護老人ホーム

実施日時・受講者数：20 年 10 月 26 日・23 名、20 年 11 月 09 日・17 名

施設名：練馬区立大泉特別養護老人ホーム

実施日時・受講者数：20 年 10 月 19 日・33 名、20 年 11 月 02 日・23 名

研修科目	研修内容	研修時間
オリエンテーション	事業の目的と背景	30 分
高齢者福祉施設の理解	介護保険の理解、サポーターの役割 等	30 分
入居者の理解	病気、障害、認知症、心理、介護の状況	30 分
介護者の心構え	挨拶、接遇、プライバシー、守秘義務 等	30 分
施設見学	昼食準備の様子等	60 分
実技	車椅子操作・清掃、シーツ交換、等	120 分
質疑応答 他	今後の予定、実習希望調査 等	60 分

○ 受入れ事業

実施方法	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団
実施施設 (施設種別)	練馬区立富士見台特別養護老人ホーム 練馬区立大泉特別養護老人ホーム
実施期間	平成 20 年 11 月 ~ 平成 22 年 3 月
登録者数	富士見台 (37 名)、大泉 (52 名)
1 日平均活動者数	富士見台 (3.5 名)、大泉 (5 名)
活動内容 (例)	ベッド周り清掃、シーツ交換、洗濯物干・たたみ・配布、 話相手、車椅子清掃、散歩等の付添い、傾聴 等

③ 実施に当たっての工夫・留意点

- ・ **コーディネーターについて**

サポーターの意識として、他の活動もしてみたい、他のフロアでも活動したい、仕事の指示がほしい、等があり、サポーターへの具体的指示や支援を行う業務として専任のコーディネーターが必須と考える。

- ・ **施設介護サポーターの募集方法について**

一般論として、区報による周知率が減少傾向にあるため、当該事業の募集に際しても、町会掲示板へのポスター掲示や区内全町会での回覧による周知を行った。

④ モデル事業の成果

- ・ **施設介護サポーター**

サポーターとして、いきがい・やりがいを感じている。

- ・ **施設利用者**

話相手ができたり、車椅子や食堂がきれいになったこと等により、生活の幅が広がり潤いができた。

- ・ **施設**

職員が時間を有効に使えるようになり、かつサポーターと信頼・協力関係ができてきた。

- ・ **行政**

地域力の活用という面の好事例の一つとして捉えている。

⑤ 今後の課題と展開

現在の2施設から拡充し、将来的には全ての施設に介護サポーターが存在するような展開を図りたい。

区民がサポーター活動を行いたいと思う施設とサポーターを必要とする施設とのマッチングの方法を確立する必要がある。



車椅子介助実習



車椅子清掃実習



ベッドメイキング実習

問合せ先：練馬区健康福祉事業本部福祉部介護保険課 電話：03-5984-2863

(3) 武蔵野市

① 事業の目的・特色

地域住民が高齢者施設において、個々の能力を発揮して組織的・定例的に活動できるよう、その養成及び支援を行う体制の整備をモデル的に実施し、地域住民の社会参加及び高齢者施設の活性化を推進する。

② モデル事業の概要

○ 養成研修事業

実施方法	社会福祉法人至誠学舎東京(吉祥寺ナーシングホーム)委託	
募集方法	吉祥寺ナーシングホームでボランティア活動をしている方に、ボランティアコーディネーターが研修を案内	
応募者延べ数	平成 20 年度：30 名	平成 21 年度：24 名
受講者数延べ数	平成 20 年度：27 名	平成 21 年度：11 名（H21.11 月現在）

< 研修カリキュラム >

研修名：施設介護サポーター養成研修（入門研修）

実施日時	研修科目	研修内容	研修時間	受講者数
1/28,2/20,3/9,4/13,5/25,6/19	福祉の理念	基本的な考え方	60 分	45 人
1/28,2/21,3/9,4/13,5/25,6/22	高齢者の理解	身体・精神的特性	120 分	46 人
1/29,2/20,3/9,4/17,5/29,6/19	高齢者の尊厳	尊厳について	120 分	44 人
1/29,2/20,3/9,4/17,5/29,6/19	介護保険	基本的理解	120 分	43 人
1/29,2/20,3/14,4/17,5/25,6/19	施設の理解	施設について 1	60 分	43 人
1/28,2/20,3/14,4/13,5/25,6/22、	実技	移動・食事介助、足浴	240 分	45 人
1/29,2/21,3/14,4/23,30,6/11,25、7/6,13	実習	施設実習 2	120 分	38 人

1) 4 月 5 月 6 月「施設の理解」は 120 分、 2) 4 月 5 月 6 月「実習」は 360 分実施した

研修名：施設介護サポーターステップアップ研修

実施日時	研修科目	研修内容	研修時間	受講者数
8/17,9/15	認知症対応	認知症について	180 分	27 人
8/28,9/11	障碍形態別コミュニケーション	コミュニケーションの留意点	180 分	23 人
9/30	感染症対策	感染症とその対策	120 分	20 人
8/27,9/18	古武術介護	古武術を利用した身体運用理論	180 分	28 人
8/25,9/28	個別援助技術	援助する姿勢 傾聴・コミュニケーション	180 分	31 人
10/2	高齢者福祉の実態	現状と課題	120 分	29 人

○ 受入れ事業

実施方法	社会福祉法人 至誠学舎東京委託		実施施設	吉祥寺ナーシングホーム（特別養護老人ホーム）	
実施期間	平成 21 年 3 月～平成 22 年 3 月			登録者数	36 名（男性 7 名 女性 29 名）
1 日平均活動者数	3.7 名	延べ活動者数	1029 名（H21.11 月末現在）		
活動内容（例）	付添い散歩、見守、レクリエーション進行・補助、食事介助、シーツ交換、ランドリー等				

③ 実施に当たっての工夫・留意点

・ コーディネーターについて

施設に以前から勤務しているボランティアコーディネーターが、サポーターのコーディネーターを兼務した。募集・研修実施・受入れを通じて、コーディネーターがサポーターの個別ケアやコーディネートを手がけるとともに、施設長・施設職員・行政担当職員と連携し、事業実施に大きな役割を果たした。

・ 施設介護サポーターの募集方法について

近隣に折込広告を出したが応募がなかったので、ボランティアとして施設に関わっていた方を対象に募集を行ったところ、結果として施設に理解のある市民の参加が得られ、事業をスムーズに行うことができた。

④ モデル事業の成果

- ・ **施設介護サポーター**：地域の方が参加したことで、社会参加の促進、自分自身のやりがいにつながった。
- ・ **施設利用者**：見守りやサポート体制ができ、より個別対応が可能になり、QOLが向上した。
- ・ **施設**：サポーターに任せられることのできる仕事が増え、専門的介護に専念できた。
- ・ **行政**：地域の方が福祉施設で活動することで、市民の福祉行政への理解が深まった。また、地域住民と施設・行政が連携し事業を実施したことで、施設を中心とした地域づくりの一端を担うことができた。

⑤ 今後の課題と展開

- ・ **施設**：平成 20、21 年度は、施設と地域（ボランティア）共同でサポーター体制を考えていくスタンスで受講生を募った。平成 22 年度以降この事業が継続されるのであれば、現在のサポーター活動より活動内容や活動頻度などを明確に提示して、上級の施設介護サポーターとして活動可能なサポーターを育成する工夫が必要と思われる。
- ・ **行政**：市内でのサポーター受入れ施設を増やす予定でいるが、吉祥寺ナーシングホームのように従来から地域のボランティアを多く受入れている施設だけでなく、まだ地域に開かれていない施設でどのように実施できるか、その際、吉祥寺ナーシングホームのように施設側の理解が得られた活動ができるか、専任のコーディネーターを確保できるかが課題である。

「付添い散歩」



「レクリエーション」



問合せ先：

武蔵野市健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係 電話 0422-60-1846 FAX 0422-51-9218

(4) 日の出町

① 事業の目的・特色

今後懸念される若年従事者の減少に伴い、介護職員の人材確保が困難になってきている中、高齢者施設において介護職員で行えない業務の他にも多くの多様な業務があるので、この施設介護サポーター事業と既存のボランティア事業も合わせて、地域住民が自発的に活動できるよう、養成・受入れ行う体制を整え社会参加の促進を図ることにより、より地域に開かれた施設を目指す。

② モデル事業の概要

○ 養成研修事業

実施方法	社会福祉法人 芳洋会 日の出ホーム 委託	
募集方法	個別電話連絡	
応募者延べ数	平成 20 年度：32 人	平成 21 年度：無
受講者数延べ数	平成 20 年度：32 人	平成 21 年度：無

< 研修カリキュラム >

研修名：施設介護サポート養成講座

実施日時	研修科目	研修内容	研修時間	受講者数
3 月 19 日	講義	新しい認知症ケア	2 時間	5 名
3 月 19 日	実習	話相手、傾聴等	3 時間	5 名
3 月 24 日	講義	新しい認知症ケア	2 時間	5 名
3 月 24 日	実習	話相手、傾聴等	3 時間	5 名
3 月 25 日	講義	新しい認知症ケア	2 時間	4 名
3 月 25 日	実習	話相手、傾聴等	3 時間	4 名
3 月 26 日	講義	新しい認知症ケア	2 時間	14 名
3 月 26 日	実習	話相手、傾聴等	3 時間	14 名
3 月 31 日	講義	新しい認知症ケア	2 時間	4 名
3 月 31 日	実習	話相手、傾聴等	3 時間	4 名

○ 受入れ事業

実施方法	社会福祉法人 芳洋会 日の出ホーム 委託
実施施設 (施設種別)	社会福祉法人 芳洋会 日の出ホーム
実施期間	平成 21 年 9 月 1 日～平成 22 年 3 月 26 日
登録者数	26 名
1 日平均活動者数	5 名
延べ活動者数	237 名(平成 22 年 2 月末現在)
活動内容(例)	シーツ交換、散歩付添い、食事介助、傾聴、話相手

③ 実施に当たっての工夫・留意点

- ・ **コーディネーターについて**

施設職員が兼務をして行っているのですが、他の業務があり煩雑になってしまうので、専任が望ましい。

- ・ **施設介護サポーターの募集方法について**

期間が短かったため、施設から情報網を利用して個別に連絡をとった。

④ モデル事業の成果

- ・ **施設介護サポーター**

認知症に対して知識が広まった。

- ・ **施設利用者**

ボランティアと施設介護サポーターとの違いを理解した人がいない。

- ・ **施設**

参加して頂く事により、施設を知って頂けた。

- ・ **行政**

参加者の今後の活躍に期待。

⑤ 今後の課題と展開

介護ボランティアとサポーターの区別。



講義風景



車椅子操作



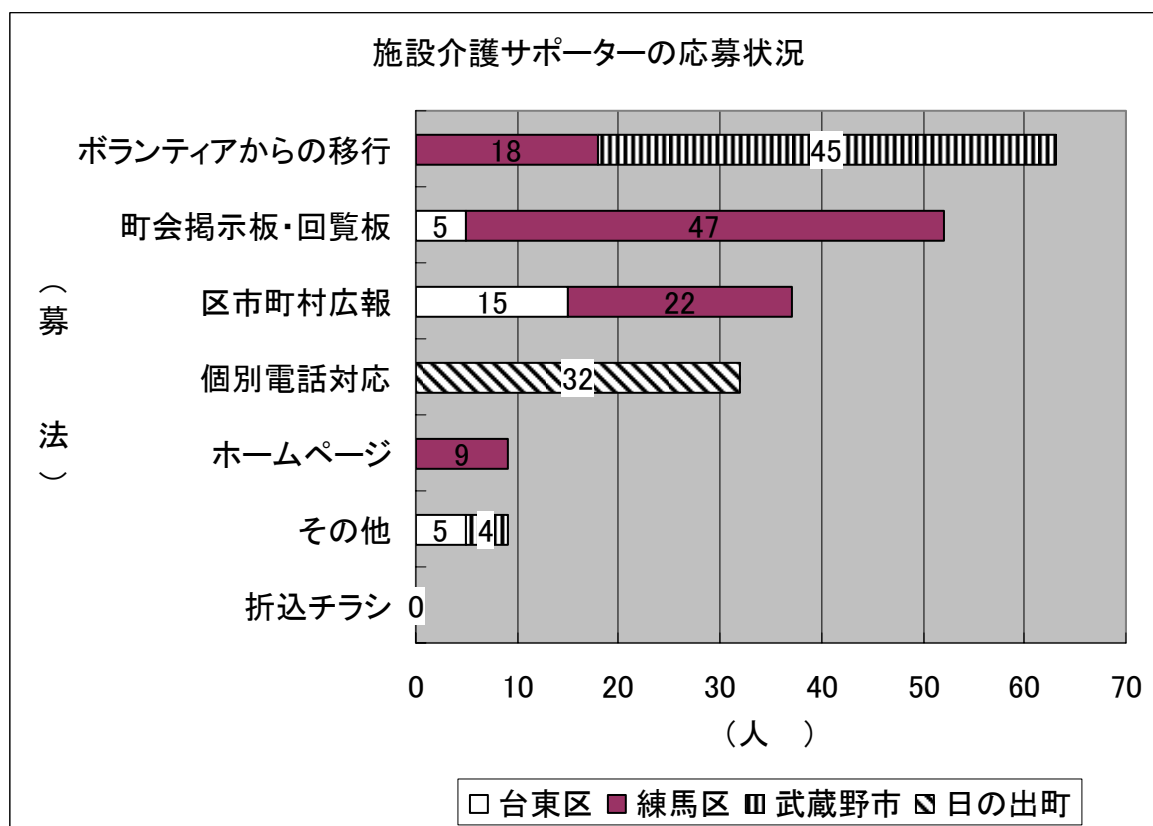
洗濯物のたたみ

問合せ先：日の出町役場いきいき健康課介護保険係

TEL 042 - 597 - 0511 Fax 042 - 597 - 4369

(5) 施設介護サポーター募集・応募状況

台東区	広報、ホームページ、ケーブルTV、町会回覧等、多方面において募集を図った。その中でも、区民には区報が目にとまりやすいためか、区報を見ての問い合わせが圧倒的に多い結果となった。
練馬区	一般論として、区報による周知率が減少傾向にあるため、当該事業の募集に際し、町会掲示板へのポスター掲示や区内全町会での回覧による周知を行った。 また、既に受入施設でボランティアとして活動している方にも声かけをした結果として、相応のボランティアがサポーターとして活動している。
武蔵野市	折込チラシで募集したが応募がなく、施設でボランティアとして活動していた方を対象に個別に声かけをして応募していただいた。
日の出町	期間が短かったため、施設の情報網を利用して、個別電話対応とした。



4 施設介護サポーター事業検討委員会の開催状況と主な議論

【主な議論】のうち、「施設介護サポーター」は「サポーター」と表記する。

議論冒頭の注釈のうち、**意**…意見・感想等 **提**…提案等 **モ**…モデル事業事例報告、とする。

○ 第一回検討委員会（平成21年2月16日開催）

【議 事】

「施設介護サポーター事業検討委員会」の検討事項について

「施設介護サポーター事業」導入の事例について（練馬区：大泉特別養護老人ホーム）

「施設介護サポーター事業検討委員会」の今後の進め方について

【主な議論】

《サポーターとボランティアとの違い》

意 サポーター事業では、サポーターと既存のボランティアとの役割分担や区別をどのようにすべきかという点が問題である。

意 ボランティアは本人の都合が優先されるが、サポーターに対しては、時間の拘束をどの程度まで求めるべきかが難しい。

モ サポーターにはエプロンを支給し、既存ボランティアと区別している。（練馬区）

モ ボランティアの活動内容は、趣味活動やイベントのフォロー、園芸の補助などである。サポーターは、研修を受講し、介護サービスにより近づいた活動を定期的をお願いすることを前提に参加していただいた。（練馬区）

モ ボランティアには、シーツ交換とランドリー関係限定をお願いをしている。サポーターには、食事の補助、外出の付添いをお願いしようと考えている。（武蔵野市）

《コーディネーターについて》

意 本来業務と二束のわらじでコーディネーターをやっていると、サポーターの想いや意見をきちんと受止めることが難しいのではないか。

提 コーディネーターは在職の職員が兼務するのではなく、力量があり、施設に精通している退職後の職員に担ってもらえると良い。

《謝礼について》

提 活動内容や継続を考えると、魅力ある謝礼を付与すべきではないか。

《サポーター養成研修について》

提 主婦にとっては、介護施設のボランティアの仕事というのは、家事とリンクしたものが多く、新鮮味と興味が薄れてしまいがちであるため、研修に工夫が必要。

○ 第二回検討委員会（平成 21 年 6 月 23 日開催）

【議 事】

「施設介護サポーター事業」導入の事例について(武蔵野市：吉祥寺ナーシングホーム)

「施設介護サポーター事業」の問題点及び課題について

【主な議論】

≪サポーターとボランティアとの違い≫

- 意 ボランティアとサポーターの活動内容にあまり変わりはなく、区別に悩む。
- 意 サポーターとボランティアとの区別について、あえて違いを見出さなくても良いのではないか。
- 意 ボランティアは趣味活動など、ボランティア自身が考えや手法を施設に持込む一方、サポーターは施設のニーズに応じて活動するものとする。
- モ 当初はボランティアとサポーターとの違いに戸惑ったが、現在は、研修を積んだ上でケアの場面にも関わるといった違いで区分けしている。(武蔵野市)

≪サポーターの位置付け≫

- 意 サポーターの都合で日時を決めるとボランティアと同様な位置付けとなり、施設側の都合で決めると職員寄りになり、難しいところである。
- 意 サポーターの位置付けとして、ある程度、組織的運営の中に組込むべきではないか。
- 提 活動時間や範囲を決めた『サポーターと施設とのルール』を作ることにより、サポーターも安心して活動でき、施設側にとってもメリットがあるのではないか。

≪サポーター養成研修について≫

- 意 サポーター養成研修は、例えばヘルパー 2 級レベルの研修である必要はないと思う。
- モ 見守りをお願いしている複数のサポーターは、チームワークをよく発揮しており、今後こういったチームを増やしていきたい。(武蔵野市)

≪コーディネーターについて≫

- 意 コーディネーターがいないと職員への負担が大きすぎる。また、サポーターの方が何をしたいかわからなくなってしまい、サポーターの方に失礼である。
- 意 事業の成否の鍵はコーディネーターの育成にある。
- 意 コーディネーターがサポーターの想いを支えつつ、施設のニーズを満たすといった調整をしなければならない。
- 提 練馬区の発表事例から、活動が細分化されすぎてコーディネーターの負担が大きかったこと、コーディネーターを専任でおくことができなかったことで、支援が不十分だったことなどが挙げられている。このことから、コーディネーターを育成する体制や受入れ側の教育を整える必要がある。

- 提 コーディネーターは専任で、育成プログラムをきちんと組み、どの施設でも同じ基準を持った人材の育成が必要。
- 提 コーディネーターの養成研修は、区市町村ごとや施設別ではなく、広い視点から地域社会のネットワーク作りも期待されるので、養成講座の総論は東京都の集合研修で行い、各論は各施設に任せる形がベターであるとする。
- 提 東京都がコーディネーターの養成研修を行うよりも、施設ごとにやりやすい方法で養成し、都は経費を補助するといった形が良い。
- モ コーディネーターは、ボランティアコーディネーターの方が兼務しているので、サポーターの状況を詳しく把握している。指揮命令ではなく、対等なパートナーシップを築けているのでうまくいっている。(武蔵野市)

《謝礼について》

- 提 公共施設・公共交通機関等の優遇券を謝礼としたらどうか。
- 意 活動実績に伴う『対価』は、金銭による謝礼ではなく、名誉や感謝に付随するような位置付けではないか。

《事業の意義》

- 意 第三者委員が設置されていない施設もまだ存在する中で、サポーターなど施設に第三者の目が入る意義は大きい。
- モ モデル事業の成果として、利用者の尊厳が保てる介護、新たな役割を担った頼れる存在、地域住民の社会参加促進の三つが挙げられる。(武蔵野市)

《行政の役割》

- 意 練馬区民の意識調査の結果、ボランティアに参加したい方は多いが、そのうち参加している方は非常に少ない。行政はボランティアのきっかけ作りに徹すべきである。

《その他》

- 提 意欲あるサポーターが、職員にステップアップする仕組みもあって良いと思う。
- モ サポーターはボランティアから移行しているので、活動への取組が円滑に進んでいる。(武蔵野市)
- モ 施設側で設定した時間枠と、サポーターの希望する日時を相談して決めている。(武蔵野市)
- モ サポーターの中には更にレベルアップした活動をやりたいという方もいる。そういった方が将来資格取得していくことも期待したい。

○ 第三回検討委員会（平成 21 年 8 月 10 日開催）

【議事】

稲城市介護支援ボランティア制度について（情報提供）
事業化へ向けた検討

【主な議論】

《サポーターの参加促進について》

- 【モ】 モデル事業では、サポーターを集めることに苦労している。（練馬区）
- 【提】 区市町村の広報による募集や、「介護の日」などで事業内容をPRしてはどうか。
- 【提】 サポーターの募集では、企業や団体と提携して魅力的で話題性のある「謝礼」を創設してはどうか。

《サポーター養成研修について》

- 【意】 サポーターには最低限の知識は必要である。「認知症の方にはなるべく背後から急に話しかけない」ということを知らずに、混乱してしまう場合がある。このような事態を未然に防ぐためにも、事前の基礎研修は必要である。
- 【意】 施設によってニーズは異なるだろうから、統一した研修カリキュラムではなく、施設の実情を優先し、臨機応変にやっていけば良いと思う。
- 【意】 サポーター養成カリキュラム例は、あくまで参考である。中身は各区市町村でそれぞれ柔軟に考えていただく形で良いと思う。
- 【提】 本事業は、住民の社会参加や地域参加を促す狙いがあるので、研修は各市町村が主体となっていくのが望ましい。区市町村の立場から、住民参加の必要性を説いてほしい。
- 【モ】 事業実施期間の途中に、フォローアップ研修と銘打った親睦会のようなものを実施し、改善すべき点や不満を聞くなど、情報交換を行っている。（練馬区）

《コーディネーターについて》

- 【意】 サポーターが介護職員の手助けをすることで、介護職員が介護に専念でき、介護の質が上がる。そういった活動を担う人の気持ちが分かるコーディネーターを養成するべき。
- 【意】 コーディネーターには、障害者や高齢者ケアに対して理解のある人がふさわしい。介護福祉士や社会福祉士の方、また資格に限らないのであれば専門の研修を受けた人が望ましい。
- 【意】 この事業は、地域福祉のネットワーク作りの側面もあり、コーディネーター研修には福祉、介護とは違ったテーマの内容も必要である。

《モデル事業の成果》

- 【意】 サポーターに支給するエプロン等のユニフォームを工夫することで、意欲の向上が期待できる。
- 【意】 サポーターから介護そのものへの仕事につながる可能性も伺える。

- 意 サポーターが今後もボランティアでやっていくのか、資格を取得して仕事とするのか、考えるきっかけとして、有効である。

《その他》

- 提 養成研修を受講すれば、他の区市町村で実施しているサポーター活動に参加できる仕組みがあれば、事業が活性化するのではないか。
- 提 サポーター養成の拠点施設を設定し、コーディネーターが仲介役となって他の施設にサポーターを差配することで、域内全体にこの事業が広がり、ネットワークの形成が可能になるのではないか。拠点施設のみにコーディネーターを配置することで、人件費も抑えられる。
- 提 サポーターが現場で気持ちよく、誇りを持って活動できるアイデアを広く考えていくべきだと思う。服装について、有名なデザイナーに頼むというのも方法の1つである。
- 提 地域支援事業を活用した介護ボランティア制度と組合せることも考えられる。

○ 第四回検討委員会（平成21年11月18日開催）

【議事】

「施設介護サポーターモデル事業」台東区、日の出町の導入事例について
 練馬区、武蔵野市モデル事業導入事例報告後の状況について
 「施設介護サポーター事業検討委員会報告書」の作成について

【主な議論】

≪謝礼について≫

- 【モ】 サポーターに対し、認定証と、その副賞として区内で利用できる商品券を差上げた。ボランティア活動を行ってこられた方にも、活動年数に応じた感謝状と副賞を贈呈した。（練馬区）
- 【提】 練馬区のようにボランティアの活動年数に応じて感謝状を渡すことにより、ボランティア活動5年の方は10年、10年の方は15年を目標に活動を続ける励みになると思うので、サポーター事業もこのような取組を行ってはどうか。

≪活動内容について≫

- 【モ】 活動内容については、こちらから様々なメニューを提案することはあるが、年齢、性別、本人の希望を尊重し、一方的に振分けてはいない。
- 【モ】 介護そのものではなく、あくまで、「介護周辺の活動」をお願いしている。（練馬区）

≪サポーター養成研修について≫

- 【モ】 5日間の養成研修中の脱落はなかったが、今後、経験者や資格保持者に関しては、別メニューでおさらい程度とすることも検討中である。（台東区）
- 【モ】 この事業を浅く広く、多くの方に参加していただくか、充実したメニューである程度高いレベルを求めるかは今後の課題であり、試行錯誤を続けていく。（台東区）
- 【モ】 養成研修は、活動のきっかけとの位置付けにより1日としている。（練馬区）
- 【モ】 研修日数を少なくし、参加の土壌をつくっていきたいと思っている。しかし、初心者に対する研修と、フォローアップは必要であり、ある程度の日数は必要だと思う。（日の出町）
- 【モ】 参加者の感想で、「養成研修の免除があれば、ホームヘルパー退職後、サポーターとして活動することを誘いやすい」という意見もある。
- 【提】 介護経験者は研修を軽減するなど、養成研修がフレキシブルであれば、介護現場にカムバックしやすいのではないか。
- 【意】 区市町村が、サポーターの位置付けや期待する役割により、研修内容や時間は変わってくる。介護の資格を持つ方には時間軽減などフレキシブルな対応をしても良いと思うが、最低限の知識やスキルは必要である。

《コーディネーター1人に対するサポーターの登録人数について》

- 【モ】 かなりきめ細かくコーディネートを行っているので、100人前後までが限界か。
- 【モ】 事業開始時は50人を超えており、施設、サポーターがお互い何をしてよいかわからない状況であった。事業立上げ時としては、50人が限界かと思う。
- 【モ】 コーディネーターは、介護現場がサポーターを受入れるまでの体制構築を支援し、受入れ人数については介護現場次第であると考えている。

《事業の拡大について》

- 【提】 養成研修の実施施設まで遠い地域も存在するので、来年度は日常生活圏域ごとに養成研修実施施設を1ヶ所としたい。

《サポーターの位置付け》

- 【意】 サポーターは養成研修を受講するが、「技術を取得」とまでは言えないのではないか。
- 【意】 サポーターは個別的なケアの実現や、介護サービスをサポートするといった積極性を前面に出すべきではないか。
- 【モ】 サポーターを安価な労働力として活用していると見られないため、介護職員が行っていたシーツ交換や車椅子磨きといった介護周辺の業務をサポーターにフォローしていただき、介護職員がより介護に専念できるといった間接的な効果を期待している。(練馬区)
- 【意】 サポーターの位置付けは幅広いが、幅はあるにしてもある程度定義を考える必要がある。そうでなければ、ボランティアや職員と混同されてしまう。

《モデル事業の成果》

- 【モ】 モデル事業の施設を見学に行った際、車椅子がきれいに磨かれ、利用者が非常に喜んでいました。サポーターが直接ケアに関わらなくても、定例的・組織的に活動し、間接的な支援が行われることによって、以前より良い施設環境になっている。

○ 第五回検討委員会（平成22年2月3日開催）

【議事】

「施設介護サポーター事業検討委員会報告書」について

- ・ モデル事業の事例紹介ページの説明（台東区、練馬区、武蔵野市、日の出町）
- ・ 「施設介護サポーター事業検討委員会報告書」全体の概要説明

【主な議論】

《サポーターとボランティアとの違い》

- 意 サポーターは定期的に利用者の個別のニーズに応じた活動を行うことにより、利用者のQOLや安全性が向上することを期待される。
- 意 サポーターは研修を受けて介護に近い活動を行うため、ボランティアとは分ける必要がある。
- 意 大きな枠ではサポーター活動もボランティア活動であり、活動内容に大差はない。また、より多くの地域住民の参加を促すため、サポーターとボランティアとで分けなくて良いのではないかと。
- 意 ボランティアは施設によって捉え方が異なるので、サポーターとの関係については施設ごとに決めるべきである。一方で、サポーターとはどういった方が、定義を明らかにする必要がある。
- 意 サポーターは施設のニーズに応じて活動するが、ボランティアは自分の希望する活動に応じて施設が受入れる。
- 意 サポーターとボランティアが並立する場合、処遇の違いによる不快感を与えないよう、配慮が必要である。

《サポーターの参加促進について》

- 意 介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、本事業が介護人材の確保につながることを期待したい。
- 意 「団塊の世代」などの高齢者と、若い世代の参加をいかに得るかが課題である。

《謝礼について》

- 意 サポーターは組織的・定例的に活動するため、ボランティアより自由度が低くなるが、それを補完する謝礼（＝対価）は重要だと思う。

《サポーターの受入れ体制について》

- 意 サポーターは施設職員が行うべき業務のプラスαとしてサービス向上を目指すものであり、安易な人手不足対策的な受入れでは、介護職の質の低下を招く可能性もあるので、受入れ施設は、施設職員の介護に対する基本的な姿勢の確認と職員への周知徹底も重要ではないかと。

《コーディネーターの人材確保について》

- 意 コーディネーターの役割は、人と人をつなげることである。
- モ コーディネーターを相談員が支えることで、安定した活動が行われている。(練馬区)
- モ 専任のコーディネーターを配置することによって、高い効果が期待できる。(台東区)
- 意 コーディネーターとなる人材の獲得については、施設ボランティアの経験者や社会経験豊かで元気な高齢者から推薦、参加を求める仕組みを区市町村に期待したい。
- モ 事業規模を拡大すると、各施設には兼務のコーディネーターを配置することになると思うが、その方達に練馬区や東京都が研修を行い、サポートすべき。(練馬区)
- 提 コーディネーターの養成に係る基本的な研修は東社協で実施し、その後地域性などに合わせて区市町村ごとに養成すると良いのではないか。

《サポーター養成研修について》

- 意 サポーターとしての自覚をもていただくための「施設介護サポーターとは」といった基本姿勢を確認する内容も必要ではないか。
- 意 サポーターが養成研修で得た知識や人脈をサポーター業務に限定せず、家庭や社会で活かされれば理想である。
- 意 共通となる基本的(基礎)研修は、東社協さんなどに研修講座を設けて頂き、各区市町村でサポーターの登録管理、各事業所への振分けを行い、事業所で必要な研修・活動といった仕組みが良いと思う。

《サポーター事業の展開について》

- モ 平成22年度は、事業を区内全介護施設への拡大を図り、サポーターの養成施設はモデル事業と同じ2か所のままとする方針を考えている。(練馬区)
- モ 研修内容や時間数によって、事業を狭く深く展開するか、広く浅く展開するか、方針が変わってくる。今後どのような方針で行うか、研修内容や時間数をどう合わせていくかが課題である。(台東区)
- 意 サポーターは研修や実践の積み重ねによって、ステップアップした活動や、介護人材となる可能性も期待したいので、将来的に介護人材につながる可能性も示唆してはどうか。
- 意 サポーター活動は、介護労働と峻別して、若い世代から高齢者まで幅広い地域住民の参加促進と、地域・施設の活性化を目的としていることを強調すべき。

5 モデル事業の検証と提言

(1) 施設介護サポーター養成研修事業の検証

検証1 養成研修の状況

- 施設介護サポーター活動の前提として、高齢者の特性や高齢者施設についての理解を得る研修は、活動内容の広がり結びつき、活動へのやりがいを感じているなどの成果があった。
- 区市町村や施設によって施設介護サポーターに求めるレベルが異なることから、養成研修の内容や所要時間は柔軟であった。
- モデル事業のなかには、ステップアップ研修を実施するなど、養成研修の拡大化が見られた。
- 一定のレベルのサポーターを募集するための養成研修期間や内容を設定したところ、参加をためらう声があった。

(2) 施設介護サポーター受入れ事業の検証

検証2 地域住民の参加と地域社会の活性化

- 地域住民が施設介護サポーターになることにより、社会参加の促進や自身の生きがいなどにつながる可能性が見出せた。
- 参加者は、既にボランティアとして活動している方が大半であり、高齢者福祉やボランティア活動に接してこなかった方の参加が課題である。
- 学生など若い世代の地域住民の参加も期待したが、参加者は少なく、若い世代が施設介護サポーターとなることを促す工夫が求められる。
- 経験豊富な元気高齢者が地域社会へ参加する機会として、施設介護サポーターはその受け皿となりうる。
- 施設介護サポーターが、高齢者福祉についての知識や経験を得ることにより、地域に求められる役割について理解が得られるきっかけとなる。

検証3 ボランティアとの違い

- 施設介護サポーターとボランティアとの違いに困惑する過程も見られたが、施設介護サポーターは、養成研修を受講し、組織的・定例的に介護サービスを支える活動を行うものと位置付けるなど、ボランティアとある程度の区別は必要である。
- 施設介護サポーターは、養成研修を受講することで活動にモチベーションを持ち、積極的に関わる位置付けとすべき。
- 更なる実践の積み重ねにより、施設介護サポーターには、見守りによるQOL・安全性向上の実現といった役割を担う活動も期待できる。

検証4 コーディネーターの役割

- コーディネーターは、施設の理念や方針を理解し、施設の状況と利用者の状況を把握した上で、組織的・定例的に支援活動できることが望ましい。
- コーディネーターは、施設介護サポーターの活動について調整や指導等を行えるノウハウを持った人材を専任で配置することによって、より高い効果が期待できる。
- コーディネーターの役割は重要であるが、人材の確保が課題である。

検証5 施設の活性化

- 地域住民である施設介護サポーターを受入れることによって、地域の目、地域の声を取入れ、開かれた施設となりつつある。
- 利用者と職員といった限られた関係性の他に、新たな役割を担った人材が加わることとなり、施設の活性化が期待される。
- 施設介護サポーターに施設運営の理念や現状が伝わり、高齢者施設のあり方などについて興味・関心を持つ方が増え、施設運営の改善や施設の活性化に結び付くことが期待される。

検証6 利用者の生活支援

- 個別ケアを必要とする利用者に施設介護サポーターが見守りや補助などを行うことによって、利用者のQOL向上につながった。
- 施設介護サポーターが移動の付添いをすることで、施設内の喫茶や前庭に出ることが可能になり、利用者の生活空間が広がった。

(3) モデル事業の検証による提言

検証1、3 → **提言①** 施設介護サポーターの位置付け

施設介護サポーターの位置付けは、①報酬を前提とせず、②利用者のQOL向上を目的として③養成研修を受講した上で、④利用者や施設のニーズに応じた活動を⑤「組織的・定例的」に行うものとする。

提言の対象 区市町村、施設

検証1、2、3、6 → **提言②** 施設介護サポーター養成研修

区市町村は事業実施施設とともに、施設介護サポーターが施設で活躍するための研修を、施設介護サポーターの位置付け及び求める活動内容に沿って企画・立案し、実施する。なお、事業実施の状況に応じてフォローアップ研修などの工夫を講じることが望ましい。

提言の対象 東京都、区市町村、施設

検証2、5 → **提言③** 施設介護サポーターへの参加促進

高齢者福祉やボランティア活動に接してこなかった方などを含め、幅広い世代の地域住民からの参加を得るため、事業のPR、受入れ体制の整備、コーディネーターの配置、活動継続への工夫などが望まれる。

提言の対象 東京都、区市町村、施設

検証1、2、3、4 → **提言④** 区市町村と施設との連携

区市町村は、円滑な事業実施のために事業実施施設と連絡会等を設け、事業の趣旨・目的、施設介護サポーターの位置付け、コーディネーターの設置、実施内容等について協議し、施設及び施設介護サポーターを支援する。

提言の対象 区市町村、施設

検証2、4、5、6 → **提言⑤** コーディネーターの役割

コーディネーターは、施設介護サポーターの動機や意向を尊重しつつ、施設における介護サービスの状況を踏まえた上で調整を行い、事業の円滑な実施を支援する。

事業の拡大や継続にあたっては、コーディネーターの役割が重要であり、施設介護サポーターと友好的な協力関係を築き、地域福祉と地域住民を繋ぐことのできる人材が求められる。

提言の対象 区市町村、施設

検証1、3

提言① 施設介護サポーターの位置付け

施設介護サポーターの位置付けは、①報酬を前提とせず、②利用者のQOL向上を目的として③養成研修を受講した上で、④利用者や施設のニーズに応じた活動を⑤「組織的・定例的」に行うものとする。

提言の対象

区市町村、施設

提言の補足

- 施設介護サポーターとボランティアとの違いに対し、認識の違いや位置付けに困惑する意見が多かった。

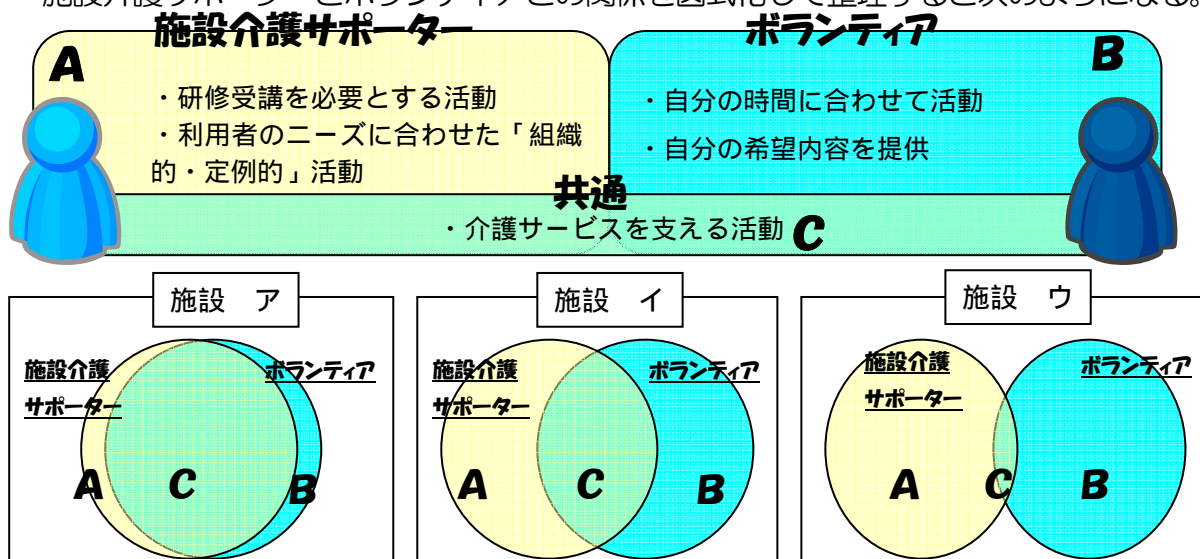
まず、施設介護サポーターの位置付けを明確にしておく必要がある。その上で、施設介護サポーターとボランティアとの関係については、施設の状況に応じて設定することが必要になる。

検討委員会における主な意見

- 施設介護サポーターは、養成研修を受講することで、高齢者の特性や介護についての知識を持ち、介護サービスを支える活動への参加が期待される。
- 事業の趣旨・目的・施設介護サポーターに期待する役割の設定によって、施設介護サポーターの位置付けは異なってくる。
- 施設介護サポーターが、実践を積み重ねることにより、利用者のQOL・安全性向上のための活動に取り組んでいただくことも期待している。

参 考

施設介護サポーターとボランティアとの関係を図式化して整理すると次のようになる。



検証1、2、3、6

提言② 施設介護サポーター養成研修

区市町村は事業実施施設とともに、施設介護サポーターが施設で活躍するための研修を、施設介護サポーターの位置付け及び求める活動内容に沿って企画・立案し、実施する。なお、事業実施の状況に応じてフォローアップ研修などの工夫を講じることが望ましい。

提言の対象

東京都、区市町村、施設**検討委員会における主な意見**

- 施設介護サポーターは、主に施設の介護サービスを支える活動を行うことから、介護の現場に関わることを想定しているため、研修の受講を必要とする。
- 施設介護サポーターが主体的に活動できるよう、フォローアップ研修は大事である。
- 施設介護サポーターの位置付けや役割の設定によっては、スキルアップ研修なども実施する。

参 考

フォローアップ研修の参考カリキュラムは、練馬区の事例（P 35参照）、スキルアップ研修の参考カリキュラムは、武蔵野市の事例（P 38参照）などがある。

検証2、5

提言③ 施設介護サポーターへの参加促進

高齢者福祉やボランティア活動に接してこなかった方などを含め、幅広い世代の地域住民からの参加を得るため、事業のPR、受入れ体制の整備、コーディネーターの配置、活動継続への工夫などが望まれる。

提言の対象

東京都、区市町村、施設**検討委員会における主な意見**

- 区市町村の広報による募集や、「介護の日」などで事業内容をPRしてはどうか。
- モデル事業では、ボランティアから移行している方が大半なので、活動への取組が円滑に進んでいる。
- 施設介護サポーターの中には、研修や活動を通じて、資格取得などに意欲を持ち、将来介護人材となることも期待したい。

参 考

施設介護サポーター募集・応募状況（P 1 2 参照）。

今後の課題

- 「団塊の世代」や元気な高齢者が活躍できる受入れ施設を増やし、体制を整備することで、参加を促進する。
- 今後急速に高齢化が進行していく中、若い世代が高齢者福祉や介護に関心を持つ必要があり、施設介護サポーターがそのきっかけとなるよう、若い世代の参加を促進する。

検証1、2、3、4

提言④ 区市町村と施設との連携

区市町村は、円滑な事業実施のために事業実施施設と連絡会等を設け、事業の趣旨・目的、施設介護サポーターの位置付け、コーディネーターの設置、実施内容等について協議し、施設及び施設介護サポーターを支援する。

提言の対象

区市町村、施設**検討委員会における主な意見**

- 施設介護サポーターの位置付けや、ボランティアとの違いに困惑することなく事業を円滑に実施するため、これらの協議が必要である。

参 考

モデル事業では、施設介護サポーターの募集から研修までは区市町村で実施することを想定したが、モデル事業を実施した結果、次のa.～d.の形式も考えられる。

形式	サポーターの募集	サポーターの登録	研修		受入れ	備考
			基礎的な研修	施設ごとに必要な研修		
a.	区市町村				施設	事業の形は域内で統一。
b.	区市町村			施設		事業の基礎的な部分は域内で統一。
c.	区市町村		施設			施設によって、サポーターの位置付け、活動が異なる可能性がある。
d.	施設					事業が施設に定着。但し区市町村は、関与・支援を行うこと。

検証2、4、5、6

提言⑤ コーディネーターの役割

コーディネーターは、施設介護サポーターの動機や意向を尊重しつつ、施設における介護サービスの状況を踏まえた上で調整を行い、事業の円滑な実施を支援する。

事業の拡大や継続にあたっては、コーディネーターの役割が重要であり、施設介護サポーターと友好的な協力関係を築き、高齢者施設と地域住民を繋ぐことのできる人材が求められる。

提言の対象

区市町村、施設

検討委員会における主な意見

- 地域住民同士、又は地域住民と施設利用者・施設職員とを繋げる役割を担うため、コーディネーターの必要性は非常に高い。
- コーディネーターは、施設の理念・方針を理解し、施設の状況と利用者の状況を把握した、専任の人材を配置するべきである。
- コーディネーターとなる人材の養成については、次の両論があり、今後の検討課題である。
 - ・ コーディネーターの養成については、都が育成プログラムを組み、研修を実施したほうがよい。
 - ・ コーディネーターの養成については、施設によってコーディネーターとなる人材は異なるので、施設に任せるほうがよい。

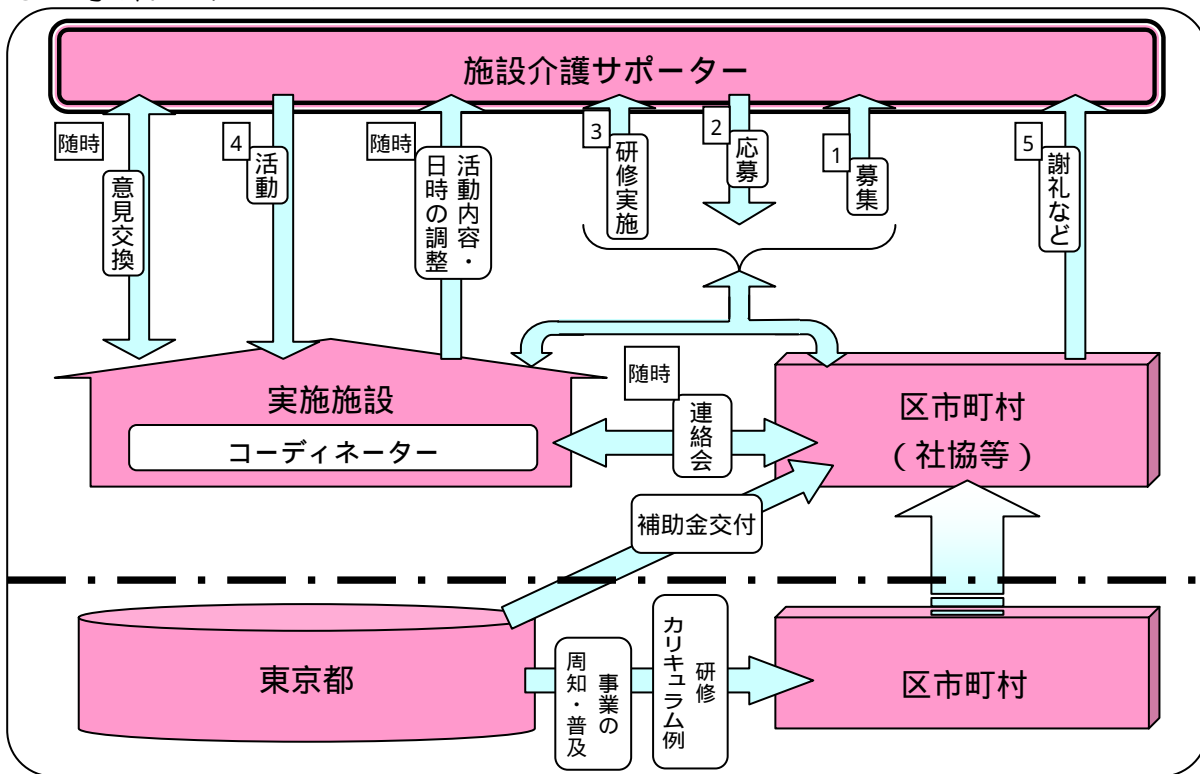
コーディネーターの設置

- コーディネーターは、専任又はボランティアコーディネーターと兼任の方を任用できると、事業の効果が高い。
- 事業実施施設数が拡大した場合、区市町村は域内の施設介護サポーターや施設、受入れ担当者をバックアップすることが望ましい。

参 考

- コーディネーターの養成研修については、東京都社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター主催の研修（P 40～P 44参照）などの事例がある。

○ 事業のイメージ



		東京都	区市町村	実施施設
補助金交付		○		
事業の周知・普及		○		
研修カリキュラム例		○		
実施施設募集・依頼			○	
事業費の負担			○	
連絡会	研修企画立案		○	
	活動内容等検討		○	
施設介護サポーターの募集			○	
研修の実施				○
受入れ事業の実施				○
謝礼・経費の付与				

【コラム】地域支援事業（介護支援ボランティア活動）などとの関係

施設介護サポーター事業は、地域支援事業（介護支援ボランティア活動）などと並立させることも可能である（P49参照）。

- 地域支援事業とは、区市町村が行う介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を指す（P 45 参照）。
- 第三回検討委員会では、稲城市の地域支援事業のメニューの一つである介護支援ボランティア制度が紹介された（P 47 参照）。

(4) 施設介護サポーター事業の今後の展開

今後「団塊の世代」が65歳以上の高齢者となり、生活の中心が仕事や職場から地域社会へと移っていく中で、高齢者の約8割は、要介護（要支援）認定を受けない元気な高齢者である。

仕事を通じて充実感や達成感を得てきた人の中には、ボランティア活動やNPO活動などの活動を通じて社会に参加し、自己実現したいと希望する人も増えることが考えられる。

また、都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、地域の連帯感が希薄化し、地域社会の支え合いの機能（相互扶助）が弱体化している。

これらの状況において、施設介護サポーター事業は、団塊世代や元気で意欲的な高齢者の知識・技術・経験を積極的に活かすとともに、幅広い世代の地域住民が「地域社会を支える担い手」として、利用者や高齢者施設のニーズに応えることができる。

また、施設介護サポーターは、養成研修を受講し活動することで、自己実現や地域社会の活性化に寄与することが望まれる。

さらに、施設介護サポーターは、介護職員と一線を画しつつも、将来的に、施設介護サポーター活動を通じて、介護の資格取得に意欲を持つ方が生まれたり、介護業務の経験者である「潜在的有資格者」が介護現場に復帰したりといった可能性にも期待したい。

6 参考資料

＜モデル事業研修カリキュラム＞

台東区施設介護ボランティア育成事業 研修カリキュラム出席状況
1、ボランティア育成講座

【第1日】

会場 三ノ輪福祉センター 2階

研修日	時間	時間数	科 目	講 師	出席数
3月14日 (土)	9:00~9:15	15分	開講式・オリエンテーション	石川 哲也	12
	9:15~10:15	60分	1. ボランティア活動を始めるにあたって	石川 哲也	12
	10:30~12:30	120分	2. 介護の基礎知識 (基本介護技術取得) ・活動演習 ベッドメイキング・衣類・食事・衛生	草 松 土 篤 正 特別養護老人ホーム三ノ輪 櫻 井 剛	

【第2日】

会場 三ノ輪福祉センター 2階

研修日	時間	時間数	科 目	講 師	出席数
3月15日 (日)	9:00~9:15	15分	オリエンテーション	石川 哲也	12
	9:15~10:15	60分	3. 介護の基礎知識 ・高齢者の心身の理解	中 千 葉 明 子	12
	10:30~12:30	120分	4. 介護の基礎知識 (基本介護技術取得) ・活動演習 移動・歩行・移乗	永 牟 田 ち ふ み	12
				中 水 野 亜 紀	

【講義】 2時間00分 【演習】 4時間

2、フォローアップ講座

会場 三ノ輪福祉センター 2階

会場 三ノ輪福祉センター 2階				
研修日	時間	時間数	科 目	講 師
3月29日 (日)	9:00～9:15	15分	開講式・オリエンテーション	事業団事務局高齢者課 石川 哲 也
	9:15～9:45	30分	1. 施設体験を振り返って	事業団事務局高齢者課 石川 哲 也
	9:45～10:15	30分	2. 介護について (再確認)	事業団事務局高齢者課 石川 哲 也
	10:30～12:15	105分	3. 介護技術再確認 ・ウイークポイントの確認、個別訓練による克服	特別養護老人ホーム谷 中 水 野 亜 紀 特別養護老人ホーム浅 草 松 土 篤 正
	12:15～12:30	15分	修了式 (修了証授与)	事業団事務局高齢者課 石川 哲 也
【講義】	1時間00分	【演習】2時間		

【講義】 1時間00分 【演習】 2時間

介護サポーター養成研修

平成 20 年 10 月 19 日

1. 9:00 オリエンテーション
事業の目的と背景
2. 9:30 講義 1 高齢者福祉施設の理解
法人概要、施設の紹介、介護保険の理解、
介護サポーターの役割等
3. 10:00 講義 2 入居者の理解
病気、障害、認知症、心理、介護の状況等
4. 10:30 講義 3 介護サポーターの心構え
挨拶、言葉遣い、接遇、入居者のプライバシー、
守秘義務等
5. 11:00 施設見学
6. 12:00 昼休憩
(昼食をご用意しております)
7. 13:00 実技
①車椅子操作・清掃 ②シーツ交換 ③おやつの見学
8. 15:00 質疑応答・今後の予定について
9. 16:00 終了

※ 往復交通費（実費相当分）については後日、精算致します。

介護サポーター 受講票

受講者氏名	様
受講施設名	大泉特別養護老人ホーム
養成研修受講日	平成 20 年 10 月 19 日

この受講票を研修当日にご持参ください。

介護サポーター養成研修

平成20年10月26日

富士見台特別養護老人ホーム

〈研修スケジュール〉

1. 9:00 オリエンテーション・・・・・・・・・・・・・・・・海老根施設長
事業の目的と背景
2. 9:30 講義① 高齢者福祉施設の理解・・・・・・・・大塩生活相談員
法人概要、施設紹介、介護保険の理解
介護サポーターの役割等
3. 10:00 講義② 入居者の理解・・・・・・・・・・・・竹村看護係長
病気、障害、認知症、心理、介護の状況等
4. 10:30 講義③ 介護サポーターの心構え・・・・・・・・桜本介護係長
挨拶、言葉遣い、接遇、入居者のプライバシー
守秘義務等
5. 11:00 施設見学・・・・・・・・・・・・・・・・2グループに分かれて見学
(11:30 からは昼食準備を2階・3階に分かれて見学)
6. 12:00 昼休憩
昼食とお茶をご用意しております。
7. 13:00 実技（4グループに分かれて①から④までを研修）
 - ①車いす操作、清掃・・・・・・・・・・・・桜本介護係長
 - ②シーツ交換・・・・・・・・・・・・竹村看護係長
 - ③食事、おやつのサポート・・・・・・・・甲木介護主任
 - ④高齢者疑似体験・・・・・・・・・・・・大塩生活相談員
8. 15:00 質疑応答、実習の希望調査
9. 16:00 終了

平成 21 年 2 月 15 日
大泉特別養護老人ホーム

介護サポーターフォローアップ研修

1. 10:30 施設長挨拶 (施設長 中迫 誠)
2. 10:35 事業報告 (生活相談員)
3. 10:45 懇談会
(11:20 休憩)
4. 11:30 介護現場から (介護係長)
5. 11:40 その他
6. 12:00 終了

平成20年度施設介護サポーター研修事業講習予定表

第1期―①平成21年1月28日(水)				第2期―①平成21年2月20日(金)				第3期―①平成21年3月9日(月)			
時 間	研修内容	講 師		時 間	研修内容	講 師		時 間	研修内容	講 師	
9:00～10:00 (60分)	福祉理念	吉祥寺NH 室長補佐 生活相談員 篠宮 妙子氏		9:00～10:00 (60分)	福祉理念	吉祥寺NH 室長補佐 生活相談員 篠宮 妙子氏		9:00～10:00 (60分)	福祉理念	吉祥寺NH 室長補佐 生活相談員 篠宮 妙子氏	
10:00～12:00 (120分)	高齢者の理解	日本社会事業大学 准教授 下垣 光先生		10:00～12:00 (120分)	実技講習 (120分)	吉祥寺NH 鳥谷 愛主任 阿 紀子主任補佐 堀江 君代主任補 佐		10:00～12:00	高齢者の理解	日本社会事業大学 准教授 下垣 光先生	
12:00～13:00 休 憩				12:00～13:00 休 憩				12:00～13:00 休 憩			
13:00～17:00 (240分)	実技講習 (240分)	吉祥寺NH 鳥谷 愛主任 阿 紀子主任補佐 堀江 君代主任補 佐		13:00～15:00 (120分)	高齢者の尊厳	日本社会事業大学 准教授 松井 奈美 先生		13:00～15:00	高齢者の尊厳	日本社会事業大学 准教授 松井 奈美 先生	
				15:00～17:00 (120分)	介護保険 について	日本社会事業大学 准教授 松井 奈美 先生		15:00～17:00	介護保険 について	日本社会事業大学 准教授 松井 奈美 先生	

第1期－②平成21年1月29日(木)			第2期－②平成21年2月21日(土)			第3期－②平成21年3月14日(土)		
時 間	研修内容	講 師	時 間	研修内容	講 師	時 間	研修内容	講 師
9:00～10:00 (60分)	高齢者施設の 理解	吉祥寺老人ホーム 施設長 祭田志保美 氏	9:00～10:00 (60分)	高齢者施設の 理解	吉祥寺老人ホーム 施設長 祭田志保美 氏	9:00～10:00 (60分)	高齢者施設の 理解	吉祥寺老人ホーム 施設長 祭田志保美 氏
10:00～12:00 (120分)	施設実習 (120分)	吉祥寺NH 鳥谷 愛主任 阿 紀子主任補佐 堀江 君代主任補佐	10:00～12:00 (120分)	高齢者の理解	日本社会事業大学 准教授 下垣 光先生	10:00～12:00 (120分)	実技講習 (120分)	吉祥寺NH 坂本(鳥谷) 愛主任 阿 紀子主任補佐 堀江 君代主任補佐
12:00～13:00 休 憩			12:00～13:00 休 憩			12:00～13:00 休 憩		
13:00～15:00 (120分)	高齢者の尊厳	日本社会事業大学 准教授 松井 奈美 先生	13:00～17:00 (240分)	実技講習 (120分) 施設実習 (120分)	吉祥寺NH 鳥谷 愛主任 阿 紀子主任補佐 堀江 君代主任補佐	13:00～17:00 (240分)	実技講習 (120分) 施設実習 (120分)	吉祥寺NH 坂本(鳥谷) 愛主任 阿 紀子主任補佐 堀江 君代主任補佐
15:00～17:00 (120分)	介護保険 について	日本社会事業大学 准教授 松井 奈美 先生						

吉祥寺ホーム施設介護サポーター養成ステップアップ講座

受講者募集のお知らせ

- 事業名称 : 施設介護サポーター養成講座
主 催 : 武蔵野市（東京都モデル事業）
実施事業者 : 社会福祉法人至誠学舎東京 吉祥寺ナーシングホーム
- 受講条件 : 施設介護サポーター養成講座受講修了者
(全課程を受講していない方にも受講をお勧めいたします)
- 講習内容 : 必修科目 「武蔵野市における高齢者福祉の実態」
選択科目 「認知症対応」「障碍形態別コミュニケーション」
「感染症対策」「古武術介護」
「個別援助技術」
- 日 程 : 平成21年8月、9月 詳細別紙参照
- 場 所 : 吉祥寺ホーム集会室
- 募集期間 : 第1回申し込み締切日7月31日
締め切り後も随時申し込み及び変更を受付いたしますが
テキストなど準備の為、参加人数を把握したいと思います
締切日のご協力をお願い致します
- 費 用 : 無料

施設介護サポーター事業実施報告書

平成21年3月31日

日の出ホーム施設長

齋藤



全5回実施し、各日とも、午前は認知症について講義を行い、午後各フロアーにて介護体験を行った。認知症の講義には「新しい認知症のケア」中央法規出版を用いた。

実施日	参加人数	午前（10：00～12：00）	午後（13：00～16：00）
3月19日（木）	5名	講義 新しい認知症ケア 苦しみの源は病気 認知症の道のりは長丁場 その人らしく、なじみの関係、環境作り、古い記憶を活かす等々	話し相手、傾聴 シーツ交換 お茶、おやつ介助 音楽レクリエーション
3月24日（火）	5名	講義 新しい認知症ケア 苦しみの源は病気 認知症の道のりは長丁場 その人らしく、なじみの関係、環境作り、古い記憶を活かす等々	話し相手、傾聴 お茶、おやつ介助 カラオケ支援 シーツ交換
3月25日（水）	4名	講義 新しい認知症ケア 苦しみの源は病気 認知症の道のりは長丁場 その人らしく、なじみの関係、環境作り、古い記憶を活かす等々	書道援助 話し相手 お茶、おやつ介助 シーツ交換
3月26日（木）	14名	講義 新しい認知症ケア 苦しみの源は病気 認知症の道のりは長丁場 その人らしく、なじみの関係、環境作り、古い記憶を活かす等々	話し相手、傾聴 縫い物 絵手紙援助 お茶、おやつ介助 シーツ交換
3月31日（火）	4名	講義 新しい認知症ケア 苦しみの源は病気 認知症の道のりは長丁場 その人らしく、なじみの関係、環境作り、古い記憶を活かす等々	話し相手、傾聴 お茶、おやつ介助 シーツ交換

< コーディネーター研修プログラム参考資料 >

平成20年度 在宅福祉サービス部会 コーディネーター研修 開催要綱

- 1 目的** 近年、社会福祉をめぐる情勢はめまぐるしく変化してきており、地域においても様々な課題が現れてきています。非営利有償ホームヘルプ実施団体をはじめとする住民参加型在宅福祉サービス団体においても、こうした状況を理解し、地域において真の意味で利用者の立場に立ったサービス展開を図る必要性がこれまで以上に求められています。

本研修は、住民参加型在宅福祉サービス団体のコーディネーターがこうした状況に対応し、求められる知識や技術を体系的に身に付けるため、14年度より改訂した新研修体系に基づき実施します（17年度より要望の強かった2科目を追加しています）。

- 2 対象** ①在宅福祉サービス部会会員団体コーディネーター、団体代表者が認める者等
②在宅福祉サービス部会会員以外の団体のコーディネーター
＊ ホームヘルパー2級程度の資格を取得し、一定の実務経験をお持ちの方を想定した研修内容となっています。

- 3 会場** 飯田橋セントラルプラザ 12階会議室
＊ 詳細は、当日会議室案内板でご確認ください。
交通／JR・地下鉄（東西線・有楽町線・南北線・大江戸線） 飯田橋駅下車2分
JRは西口、地下鉄はB2bの出口が便利です。



- 4 参加費** 在宅福祉サービス部会会員 一人1科目につき1,500円（消費税込み）
// 以外 一人1科目につき3,000円（消費税込み）
- 5 定員** 各回とも60名

6 日程及び内容

①「コーディネーター論」〔10月7日（火）9:30～12:30〕

講師／太田 貞司氏（神奈川県立保健福祉大学教授）

介護支援専門員との違い、地域の社会資源との連携の重要性等住民参加型在宅福祉サービス団体のコーディネーターの位置づけと役割・機能の基本について学ぶ。

②「住民参加の理念と方法」〔10月7日（火）13:30～16:00〕

*終了時間が他と異なります！

講師／太田 貞司氏（神奈川県立保健福祉大学教授）

実践報告／達下 伸子氏（特定非営利活動法人 たすけあいグループひまわり 理事長）

市民の視点で地域課題を捉え、変えていく視点や活動の方法等、住民参加の意義と特性について、実践事例も交えながら学ぶ。団体の理念・戦略づくりと共有、団体運営のマネジメントへのコーディネーターの関わりや住民との連携についても考える。

③「リハビリテーション」〔10月31日（金）9:30～12:30〕

講師／長谷川 幹氏（桜新町リハビリテーションクリニック 院長）

機能訓練としてのリハビリにとどまらず、日常生活を通じた自立支援としての地域リハビリテーションの理解と住宅改修や福祉用具の活用等について学ぶ。

④「権利擁護とエンパワメント」〔11月11日（火）13:30～16:30〕

講師／谷口 政隆氏（神奈川県立保健福祉大学教授）

基本的人権についての理解の上で、権利侵害、権利を護ることの意味、自己決定権、利用者のエンパワメント等について考え、学ぶ。

⑤「医学の基礎知識」〔11月20日（木）14:00～17:00〕*時間帯が他と異なります！

講師／相原 力氏（東京健生病院 医師）

在宅で暮らす高齢者や障害者等、医療との連携が不可欠な利用者への支援にあたって必要な疾病や対応の知識、支援の際の視点や接し方の基本及び医療行為に関するリスクマネジメント、地域医療について学ぶ。

⑤-2「医学の基礎知識（精神障害について）」〔12月4日（木）14:00～17:00〕

*時間帯が他と異なります！

講師／相原 力氏（東京健生病院 医師）

一般に精神障害と言われるものについて、どのような種類があるのか等、基礎的な事項について学習し、精神障害についての理解を深める。

⑥「ケース記録のとり方」〔12月16日（火）9:30～12:30〕

講師／是枝 祥子氏（大妻女子大学教授）

プライバシーの保護をはじめとする個人の情報の取扱いの基本的なルールと、目的に添った記録のとり方やその活用方法について学ぶ。

⑦「アセスメントとニーズ把握・モニタリング」〔1月16日（金）13:30～16:30〕

講師／照井 秀子氏（ルーテル学院大学専任講師）

利用者の生活全体を捉えたアセスメントやニーズ把握の方法、サービス提供後の利用者の状況の変化への対応の必要性やその方法等について学ぶ。

⑧「対人援助技術の基本」〔1月27日（火）9:30～12:30〕

⑨「対人援助技術の実践」〔1月27日（火）13:30～16:30〕

講師／諏訪 茂樹氏（東京女子医科大学准教授）

援助の基本姿勢及び利用者や家族、協力会員等との信頼関係の築き方、コミュニケーション技術について、ロールプレイ等の演習により体験しながら学習する。

⑩「ケーススタディとケース会議」〔2月16日（月）9:30～12:30〕

⑩-2「ケーススタディとケース会議（実践編）」〔2月16日（月）13:30～16:30〕

講師／國光 登志子氏（立正大学教授）

援助の目標の確認・共有やサービスの調整、利用者の状況の変化への対応など、様々な目的に添った会議の種類や効果的な開き方、会議の場でのコーディネーターの役割について学ぶ。
（従来「ケーススタディとケース会議」として実施されていたもののうち、実践部分を拡充し、追加研修としました。）

8 留意事項

- * 本研修は、別紙の研修体系一覧のとおり、10科目からなる「在宅福祉サービス部会コーディネーター研修体系」に基づいて実施するものです。コーディネーターに求められる役割や知識について学ぶためには、全科目を修了することが望まれます。原則として、一人のコーディネーターが全科目を修了するようお願いいたします。①～⑩の全科目（⑤-2、⑩-2を除く）修了者には修了証を発行します。
- * 14年度から全10科目を1年で修了する新体系で実施しています。13年度までの旧体系での受講者で未修了の方については、別紙のとおり科目の読み替えを行いますのでご確認ください。
- * 過去に本研修において受講した科目がある場合は、当日受講票をご持参ください。
- * 科目選択による受講も可能です。ただし、定員を超える申込があった場合は、全科目の受講を希望する方を優先します。
- * 在宅福祉サービス部会会員以外の団体の方でも受講可能です。ただし、定員を超える申込があった場合は、会員の方を優先します。会員以外の団体の方には、修了証の発行・受講票の配布・研修履歴の管理は行いませんので、ご了承ください。
- * 参加決定に関する通知はお送りしません。定員を超えての申込があった場合にのみ、平成20年9月30日（火）までにご連絡差し上げます。
- * 本研修への参加申込後に受講を取りやめる場合には、下記申込先まで必ずご連絡くださいますようお願いいたします。

9 申込・問合せ先

東京都社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉担当

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

Tel 03-3268-7186 Fax 03-3268-7222

社会福祉施設等

ボランティア・コーディネーター研究協議会

「ボランティア受け入れの現状と課題」

～ボランティアの充実感を高めるために～

開催趣旨

施設等で活動するボランティアは、利用者の生活を豊かにするだけでなく、日常の運営を支えるうえでも欠かせないものです。利用者の社会性を育み、地域に密着した施設として住民に理解してもらうためにも、ボランティアは大きな意味を持ちます。

いま、企業の社会貢献活動や学校での奉仕活動、あるいは退職した団塊世代の人々などの間でボランティア活動への関心が高まっています。今後、さまざまな分野の人たちが、ボランティアとして施設を訪れる機会が増えていくでしょう。こうした人々を積極的に受け入れ、長期にわたって関わりをもってもらうためには、適切なコーディネーションが欠かせません。

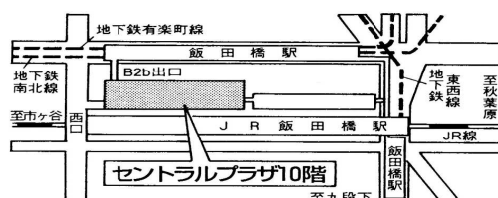
本研究協議会では、施設・利用者・ボランティアのよりよい関係づくりのために、どのようなボランティア・コーディネートが求められるのか、事例報告と意見交換をふまえながら、みなさんとともに考えたいと思います。

日 時 2009年11月13日（金）10時～17時

会 場 飯田橋セントラルプラザ 12階 他

東京都新宿区神楽河岸1-1

J R・地下鉄（有楽町線、南北線、東西線、大江戸線：出口B2b）飯田橋駅下車



主 催 東京ボランティア・市民活動センター

TEL : 03 - 3235 - 1171 FAX : 03 - 3235 - 0050 <http://www.tvac.or.jp>

東京ボランティア・市民活動センターは、営利を目的とせず、さまざまな分野のボランティア活動や市民活動、NPOなどの推進・支援を行っています。（運営主体：社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

対 象 社会福祉施設等のボランティア受け入れ担当者

社会福祉協議会・ボランティアセンター等ボランティア活動推進団体の職員

その他、施設におけるボランティア活動の推進にかかわる方、関心のある方

定 員 120名

参加費 一名につき 3,000円

別紙申込書をFAX・郵送していただくか、またはホームページにてお申込ください。

社会福祉施設等ボランティア・コーディネーター研究協議会

「ボランティア受け入れの現状と課題」

～ボランティアの充実感を高めるために～

< プログラム >

(オリエンテーション) 10:00～10:10

【事例報告・課題提起】

「施設・利用者・ボランティアのよりよい関係づくりのために」 10:10～11:30

発表者：片岡 高博さん

(社会福祉法人 多摩同協会 府中市子ども家庭支援センターたち センター長)

【分科会：事例報告と意見交換】「ボランティア受け入れの現状と課題」 12:30～15:30
(休憩 含む)

第1分科会：ボランティア対応の流れ～ボランティアマネジメントについて～

事例報告：森 明日香さん(文京区立本郷福祉センター 若駒の里 支援員)

第2分科会：ボランティアの受け入れとリスクマネジメントについて

事例報告：波多 啓造さん(港区立芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ 副館長)

[運営事業者：財団法人 東京YMCA]

第3分科会：ボランティア活動者に対応する多様なプログラムについて

事例報告：服部 安子 さん(社会福祉法人 浴風会 ケアスクール校長)

ボランティアを受け入れ、利用者・施設とよりよい関係をつくっていくために、ボランティア・コーディネーターとして、また施設としてどう取り組むか、ボランティアマネジメント、リスクマネジメント、活動プログラム作成の課題別に考えてみましょう。

【全体会】

各分科会報告(各分科会事例報告者) 15:40～16:10

まとめ

16:10～17:00

「ボランティア・コーディネーターの役割 ～ボランティアの充実感を高めるために～」

山崎美貴子(東京ボランティア・市民活動センター所長/神奈川県立保健福祉大学学長)

< 地域支援事業について >

—地域支援事業実施要綱（抜粋）

1 目的

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務をいう。）及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものである。

2 事業内容

別記のとおり。

3 実施方法

- （１）地域支援事業は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）及び介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成１８年厚生労働省告示第３１６号）の規定によるほか、この実施要綱の定めるところによる。
- （２）地域支援事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう実施することとする。
- （３）地域包括支援センターは地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの各々の専門職の知識を活かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていく必要がある。

また、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会

資源の有効活用を図り、ネットワーク化を構築していく必要がある。さらに、地域支援事業の円滑な実施、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会等を積極的に活用されたい。

< 稲城市提供資料 >

稲城市介護支援ボランティア制度について

第2回施設介護サポーター事業検討会において、稲城市の介護支援ボランティア制度に対する意見が出されたことから、本制度に関する実施状況等の最新情報をご提供させていただきます。

（全国での実施状況）

- 1 介護支援ボランティア制度は、平成19年度に厚生労働省が介護保険制度の地域支援事業に位置づけており、すでに全国では19自治体で実施済みであり、さらに今後は横浜市など全国で8自治体の実施を予定としています。

（実質的な保険料軽減が可能）

- 2 国の通知等によると、介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援について、「少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められる」としています。また同通知等の（参考）では、「一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することができる。実施に当たっての財源は、「地域支援事業交付金」を活用することができる。」としています。

（国は制度を推進）

- 3 さらに、この通知等では、「地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、このポイントの用途について介護保険料や介護サービス料に充てる制度をそのスキームの一例としてお示しする。」としており、国は、自治体が介護保険制度における地域支援事業を活用することで、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みを行う施策の普及・推進を図るとしています。

（稲城市での取り組み状況）

- 4 稲城市では、平成19年9月から介護保険制度の地域支援事業の中の介護予防事業として「稲城市介護支援ボランティア制度」を実施しており、現在、352人の高齢者（高齢者の38人にひとりの割合）が介護支援ボランティアとして地域で元気に活躍をしています。

Ｊリーグ東京ヴェルディから支援の申し出があり、介護支援ボランティアさんを試合へ招待したり、グッズの提供なども行われています。

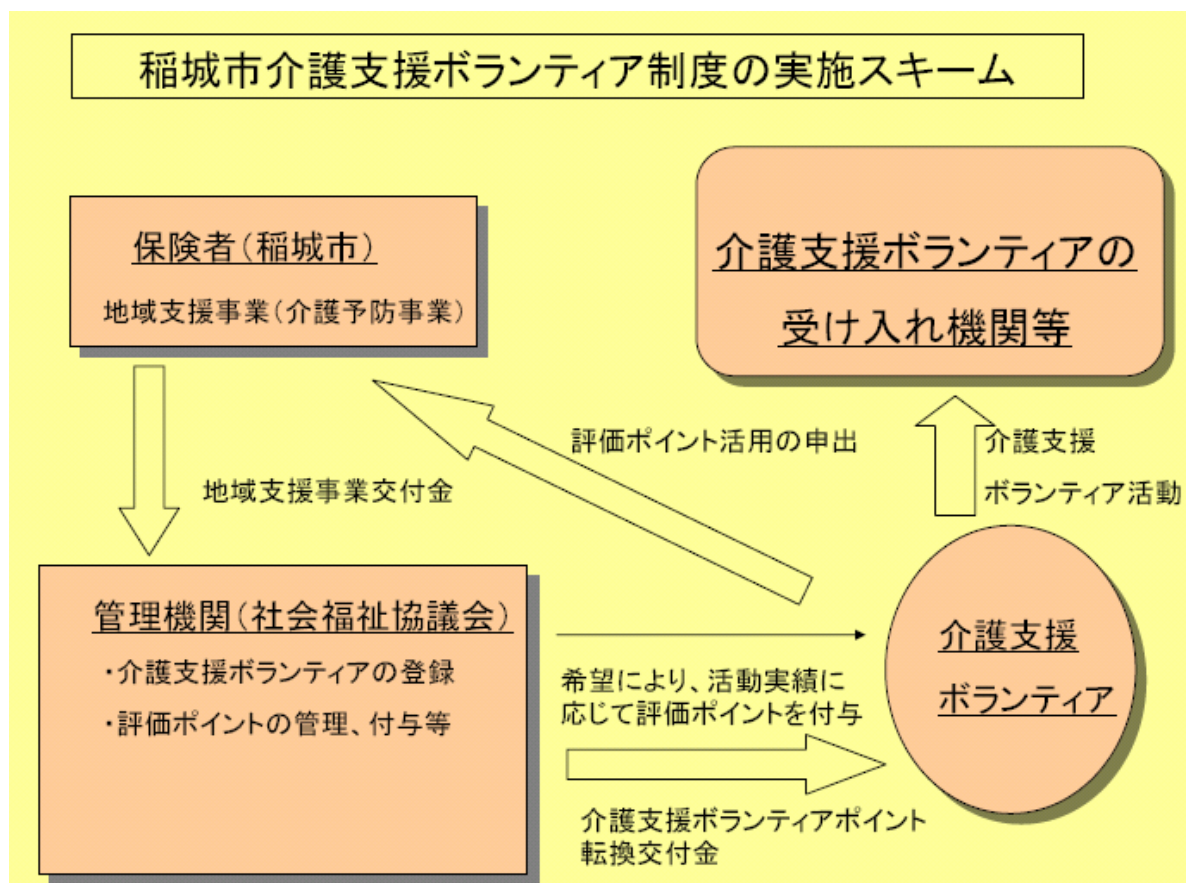
介護支援ボランティア制度に対する市民の関心が非常に高く、地域貢献を通じた高齢者の地域コミュニティの「力（ちから）」が高まったのではないかと感じています。

平成20年度の介護支援ボランティア事業にかかった費用総額は、わずか83万円でしたが、参加者の介護予防の効果も具体的な数値としてあらわれており、市では非常に効果のある事業であると判断しています。

（稲城市の介護支援ボランティア制度は、市のホームページで詳細に情報提供をしています。）

（普及への期待）

- 5 介護支援ボランティア制度は、すでに介護保険のメニューとして、どこの自治体でも導入が可能です。ぜひ、多くの都民の方々に関心を持っていただき、多くの自治体で同様の取り組みが進み、その結果、東京全体が元気な高齢者で溢れることを期待しています。



<介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について（国通知）>

老介発第0507001号

老振発第0507001号

平成19年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生労働省老健局介護保険課長

振興課長

介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。

こうしたことから、今般、地域支援事業実施要綱を改正し、下記のとおり、市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したことから、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

記

1 具体的な実施方法

地域支援事業交付金を活用し、おおむね次のような枠組みにより、介護支援ボランティア活動を推進することが可能である。なお、これはあくまでも介護予防事業の一例であり、任意事業としても実施可能であることから、具体的な事業の実施に当たっては、各市町村において、最も適切な実施方法を検討されたいこと。

（実施スキームの一例）

- ・ 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。
- ・ こうした支援活動については、介護予防事業のうち一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は、市町村が定めた管理機関に一括して交付金を支払う。
- ・ 管理機関は、支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、当該参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合については、当該申出に応じて、その管理する資金から当該参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、当該参加者に代わってその額を市町村に対し

て当該参加者の保険料として支払うことができる。

2 留意点

- 上記スキームを実施した場合、結果的に支援活動参加者の保険料負担は軽減されることとなるが、保険料賦課自体を減額又は免除するものではないこと。
- 介護予防に資する支援活動の基準については、地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断されたいこと。
- 個人情報保護に留意すること。

【参考】地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記

1 介護予防事業

（２） 介護予防一般高齢者施策

イ 各論

（イ） 地域介護予防活動支援事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果あると認めるものを適宜実施するものとする。

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

3 任意事業

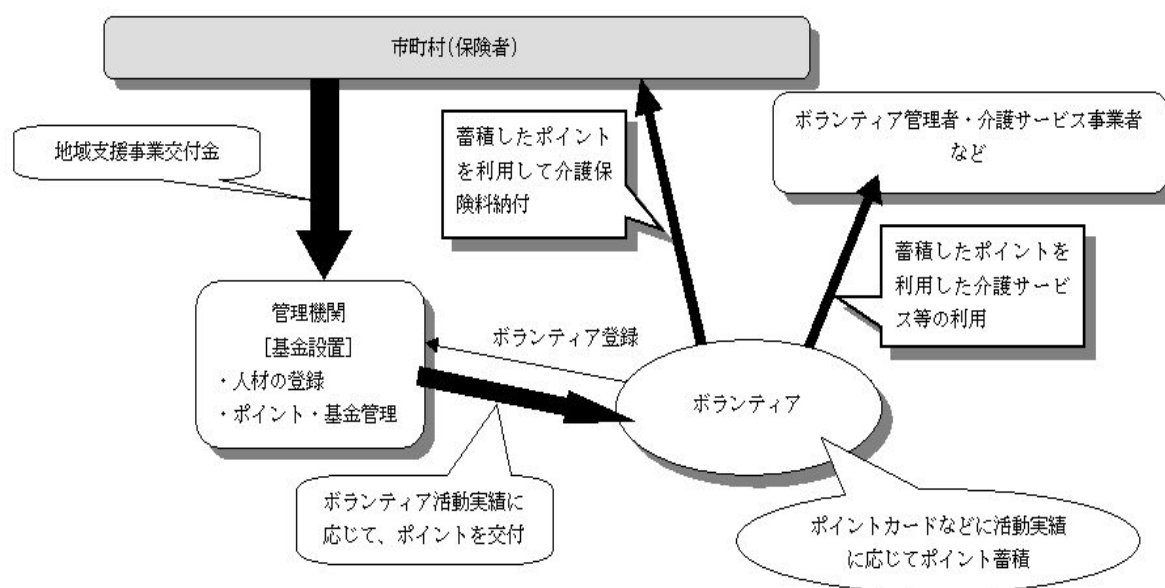
（３） 事業内容

ウ その他の事業

（ウ） 地域自立生活支援事業

次の から までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業



<「施設介護サポーター事業検討委員会」委員名簿>

氏名		所属等
	天野 久美子	財団法人 天誠会「小金井あんず苑」施設長
副委員長	安藤 雄太	東京ボランティア・市民活動センター 副所長（平成21年4月13日まで）
	内田 健一	台東区 保健福祉部 高齢福祉課長（平成21年4月13日まで）
	海野 恵子	公募委員
	木住野 正治	日の出町 いきいき健康課長
	久保 美弥子	公募委員
	近藤 常博	社会福祉法人 聖風会「千住桜花苑」施設長
	笹井 肇	武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課長
	高原 敏夫	社会福祉法人 マザアス「マザアス東久留米」施設長
副委員長	竹内 則夫	東京ボランティア・市民活動センター 副所長（平成21年5月13日から）
委員長	内藤 佳津雄	日本大学文理学部教授
	永嶋 信晴	公募委員
	平野 穰	台東区 福祉部 高齢福祉課長（平成21年5月15日から）
	普喜 信介	練馬区 健康福祉事業本部福祉部 介護保険課長

(敬称略・50音順)

(幹事)

粉川 貴司	東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課長
藤井 麻里子	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長（平成21年4月1日から）
松山 祐一	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長（平成21年4月1日から）
山口 信久	東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長

<施設介護サポーター事業検討委員会設置要綱>

平成20年 5月10 日
20 福保高施第84号
福祉保健局長決定
改正 平成21年 4月30日
21 福保高計第34号

第1 目的

高齢者施設において、個々の能力を発揮して組織的・定例的に支援活動する地域住民を養成・支援する体制の整備（以下、「施設介護サポーター事業」という。）に向けた方策について検討するため、施設介護サポーター事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は、施設介護サポーター事業に関し、モデル事業の検証等に基づき、次の事項を検討する。

- （1）施設介護サポーターの養成に関する事項
- （2）施設介護サポーターの施設への受入れに関する事項
- （3）その他必要な事項

第3 構成

委員会は、学識経験者、介護従事関係者、区市町村、都民等のうちから、福祉保健局長が委嘱する13名以内の委員で構成する。

第4 委員の任期

- （1）委員の任期は、本委員会の終了までとする。
- （2）委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5 委員長

- （1）委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- （2）委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- （3）委員長は、副委員長を指名することができる。
- （4）委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

第6 招集等

- （1）委員会は、委員長が招集する。

(2)委員長は、第3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

第7 幹事

- (1)委員会における調査・研究の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を設置する。
- (2)幹事は、福祉保健局長が任命する。
- (3)幹事は、委員会及び専門部会に出席し、調査・検討に必要な情報を提供する。

第8 会議の公開

委員会の会議は、公開で行う。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

第9 報告

委員会は、検討を終了したときは、その結果について福祉保健局長に報告するものとする。

第10 委員等への謝礼の支払い

- (1)第3に掲げる委員の会議の出席に対して、謝礼を支払うこととする。
なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。
- (2)第6(2)に掲げるものの会議への出席に対しては、委員に準じて謝礼を支払うこととする。
なお、謝礼の支払は、その都度支払うこととする。

第11 事務局

委員会の円滑な運営を図るため、福祉保健局高齢社会対策部計画課に事務局を置き、委員会の庶務は事務局において処理する。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は平成20年5月10日から施行し、最終のまとめの発行をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は平成21年4月30日から施行し、最終のまとめの発行をもって、その効力を失う。